

情報提供

那医発第16号
令和4年4月11日

施設長 各位

那霸市医師会
会長 山城千秋
担当理事 宮城政剛新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる
専門的な医療機関の名称等の公表等について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じ「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる専門的な医療機関の名称等の公表等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那霸市医師会 事務局：石垣・前泊 ／ 電話 098-868-7579）

地区医師会担当理事 殿

沖医発第45号
令和4年4月7日沖縄県医師会
副会長 宮里達也新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる
専門的な医療機関の名称等の公表等について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、新型コロナワクチン接種後に遷延する症状を訴える方が同症状とワクチンとの因果関係にかかわらず必要な医療機関を受診できるよう、住民や各都道府県内の関係者に対する相談窓口の連絡先や受診方法の周知に加え、専門的な医療機関の名称等を公表することを求める旨の内容となっております。

新型コロナワクチンの被接種者が受診を希望する際は、まずは、接種した医療機関やかかりつけ医の医療機関等の身近な医療機関を受診し、専門的な対応が必要と判断された場合に専門的な医療機関を紹介する体制とすることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

●新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる専門的な医療機関の名称等の公表について（令和4年4月6日（日医発第131号（健II））

●遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について（令和4年3月29日（健II-633F））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良
TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

日医発第131号(健II)
令和4年4月6日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 范 敏
宮 川 政 昭
(公印省略)

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる
専門的な医療機関の名称等の公表について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛て標記の通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、「新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」(令和3年2月5日付(健II473F))、「遷延する症状を訴える方に対する診療体制の構築について」(令和4年3月29日付(健II633F))に基づき、都道府県に対し、新型コロナワクチン接種後に受診を希望される方が必要な医療機関を受診できるよう、住民や各都道府県内の関係者に対する相談窓口の連絡先や受診方法の周知に加え、専門的な医療機関の名称等を公表することを求めるものです。

新型コロナワクチンの被接種者が受診を希望する際は、まずは、接種した医療機関やかかりつけ医の医療機関等の身近な医療機関を受診し、専門的な対応が必要と判断された場合に専門的な医療機関を紹介する体制とすることとされております。

一方、受診を希望する被接種者が、基礎疾患がなく、かつ大規模接種会場で接種を受けた場合等、身近な医療機関を容易に受診できない場合については、貴会等と調整の上、対応するよう記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

健健発 0404 第 2 号
令和 4 年 4 月 4 日

日本医師会感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる
専門的な医療機関の名称等の公表について

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に用いることとなったワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制については、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」(令和3年2月1日付け健健発0201第2号厚生労働省健康局健康課長通知)において、都道府県が中心となって進める副反応等に対応する医療体制の確保につき、格段の御協力をお願いしたところです。

こうした専門的な医療機関の住民への公表の是非については、現状、地域の実情に応じ、各都道府県において検討及び判断がなされているものと承知していますが、「遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について」(令和4年3月24日付け健健発0324第11号厚生労働省健康局健康課長通知)においてお知らせしたとおり、今般、新型コロナワクチン接種後の遷延する症状について、相談先や受診先について悩んでいる方が存在すること等について指摘がなされていることを踏まえ、専門的な医療機関の名称等を公表することについて、別添のとおり都道府県に対し、管内の関係機関との調整を依頼することとしました。

貴職におかれましては、都道府県が進める専門的な医療機関の公表や関係機関との調整等につき、格段の御協力をいただきますようお願いいたします。

健健発 0404 第 1 号
令和 4 年 4 月 4 日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対応できる
専門的な医療機関の名称等の公表について

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に用いることとなったワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制については、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和3年2月1日付け健健発0201第2号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「令和3年2月通知」という。）において、身近な医療機関が新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状を認めた場合、必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できるよう、専門的な医療機関への協力依頼を行うこと等についてお願いしたところです。

こうした専門的な医療機関の住民への公表の是非については、現状、地域の実情に応じ、各都道府県において検討及び判断がなされているものと承知していますが、「遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について」（令和4年3月24日付け健健発0324第11号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「令和4年3月通知」という。）においてお知らせしたとおり、今般、新型コロナワクチン接種後の遷延する症状について、相談先や受診先について悩んでいる方が存在すること等について指摘がなされていることを踏まえ、下記のとおり、専門的な医療機関の名称等を公表することについて、貴管下関係機関との調整をいただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に関する協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 専門的な医療機関の公表について

新型コロナワクチン接種後の副反応を疑う症状については、遷延する症状も含め、受診を希望される方が必要な医療機関を受診できるよう、令和3年2月通知及び令和4年3月通知に基づき、住民や各都道府県内の関係者に対し、相談窓口の連絡先や受診の方法について適切に周知することに加え、専門的な医療機関の名称等を公表することが望ましいこと。このため、各都道府県にあっては、当該公表が可能となるよう、管内の関係機関との調整を行うこと。

なお、当該公表に伴って必要となる広報経費についても、従前のとおり新型コロナワクチン接種体制確保事業（都道府県実施分）の対象となること。

2. 留意事項

令和3年2月通知では、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制について、被接種者が受診を希望する際は、まずは、接種した医療機関やかかりつけ医の医療機関等の身近な医療機関を受診し、受診した医療機関は、専門的な対応が必要と判断した場合に専門的な医療機関を紹介する体制とすることを示している。

今般の1に係る措置は、必ずしも、上記の診療体制の変更を求めるものではないことから、各都道府県にあっては、専門的な医療機関への受診が集中することのないよう、住民に対し、上記の受診の方法について改めて周知するとともに、住民から新型コロナワクチン接種後の副反応に関する相談があった場合には、相談内容に応じて、まずは身近な医療機関を受診するよう促すこととする。

また、受診を希望する被接種者が、例えば、基礎疾患がなく、かつ新型コロナワクチンを大規模接種会場で接種を受けた場合等、接種した医療機関やかかりつけの医療機関を容易に受診できない場合が想定される。このような場合に、身近な医療機関が被接種者の受診を受け入れていただくよう、都道府県医師会等管内の関係機関とも調整の上、適切に対応すること。

なお、各都道府県における1の対応状況等については、追って確認させていただく場合があるため留意すること。

(健II633F)
令和4年3月29日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 范 敏
宮 川 政 昭
(公印省略)

遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、国会質疑の指摘等を踏まえ、新型コロナワクチン接種後に遷延する症状を訴える方が同症状とワクチンとの因果関係にかかわらず必要な医療機関を受診できるよう、各都道府県に対し、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和3年2月5日付（健II473F））に基づき構築された診療体制の再確認や必要に応じた見直し等をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

第77回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第30回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料 1-8 p18（令和4年3月18日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00039.html

健健発 0324 第 11 号
令和 4 年 3 月 24 日

日本医師会感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

遷延する症状を訴える方に対応する診療体制について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に用いることとなったワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制については、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和 3 年 2 月 1 日付け健健発 0201 第 2 号厚生労働省健康局健康課長通知）において、都道府県が中心となって進める副反応等に対応する医療体制の確保につき、格段の御協力をお願いしたところです。

今般、新型コロナワクチン接種後に遷延する症状を訴える方が存在すること、また、そのような症状の相談先や受診先について悩んでいる方が存在すること等について指摘がなされていることを踏まえ、当該症状とワクチンとの因果関係の有無にかかわらず、受診を希望される方が必要な医療機関を受診できるよう、別添のとおり都道府県に対し依頼することとしましたので、貴職におかれましては、引き続き、遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築にあたって格段の御協力をいただきますようお願いします。

健健発 0324 第 11 号
令和 4 年 3 月 24 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課長
(公印省略)

遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に用いることとなったワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制については、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和 3 年 2 月 1 日付け健健発 0201 第 2 号厚生労働省健康局健康課長通知。以下「令和 3 年 2 月通知」という。）において、身近な医療機関が新型コロナワクチン接種後に副反応を疑う症状を認めた場合、必要に応じて専門的な医療機関に円滑に受診できるよう、専門的な医療機関への協力依頼を行うこと等についてお願ひしたところです。

今般、新型コロナワクチン接種後に遷延する症状を訴える方が存在すること、また、そのような症状の相談先や受診先について悩んでいる方が存在すること等について指摘がなされていることを踏まえ、当該症状とワクチンとの因果関係の有無にかかわらず、受診を希望される方が必要な医療機関を受診できるよう、令和 3 年 2 月通知に基づき各都道府県が構築した診療体制について、下記のとおり状況の確認等を行っていただくようお願ひします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に関する協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 各都道府県にあっては、令和 3 年 2 月通知に基づき構築した診療体制について、次に掲げる事項を改めて確認するとともに、必要に応じ、体制の見直し等について検討すること。

① 新型コロナワクチン接種後に遷延する症状を訴える方からの相談について、対

応が可能な窓口体制が確保されていること

- ② 新型コロナワクチン接種後に遷延する症状を訴える方について、対応が可能な医療提供体制が確保されていること（遷延する症状に対応できる医療機関の新規追加や、既存の専門的な医療機関における役割の追加を含む。）
- ③ 新型コロナワクチン接種後に遷延する症状を訴える方に対応するための関係機関の連携体制が構築されていること

なお、上の①～③に基づき見直し等に伴って必要となる医療体制の確保のための経費についても、従前のとおり新型コロナワクチン接種体制確保事業（都道府県実施分）の対象となること。

2. 各都道府県において 1 による確認や見直し等を行った結果、遷延する症状に対応可能な診療体制が確保された場合には、各都道府県にあっては、受診を希望される方が必要な医療機関を受診できるよう、住民や各都道府県内の関係者に対し、相談窓口の連絡先や受診の方法について適切に周知すること。
3. 各都道府県における 1 に掲げる①～③に係る対応状況等については、追って確認させていただく場合があるので留意すること。